

作成日：2006年7月1日

改訂日：2018年4月1日

安全データシート (SDS)

1. 化学品及び会社情報

製品名 カスタムプライマー

会社名 日新工業株式会社

住所 〒120-0025 東京都足立区千住東2丁目23番4号

担当部門 技術部

電話番号 048-755-6188 FAX番号 048-755-6177

緊急連絡先 03-3882-2613 営業総務課

奨励用途及び使用上の制限 工業用 (建築用塗材 等)

整理番号 AR-P004

2. 危険有害性の要約

重要な兆候及び想定される非常事態の概要

最重要危険有害性：

有害性： 目や粘膜を刺激する。蒸気は麻酔作用がある。高濃度の蒸気や長時間の吸入は避ける。眼及び上部呼吸器、気管を刺激する。

物理的及び化学的危険性：

引火しやすい液体。

消防法危険物第4類第2石油類。

特定の危険有害性： 情報なし。

分類の名称 (分類基準は日本方式)：引火性液体類。

GHS分類

引火性液体	区分3	発がん性	区分外
急性毒性 経口	区分外	生殖毒性	区分1B
急性毒性 経皮	分類できない	標的臓器/全身毒性(単回暴露)	
急性毒性 吸入 (蒸気)	区分外	中枢神経系、呼吸器、肝臓、腎臓	区分2
皮膚腐食性/刺激性	区分2	気道刺激性、麻酔作用	区分3
眼損傷/刺激性	区分2A	標的臓器/全身毒性(反復暴露)	
皮膚感作性	分類できない	呼吸器、神経系	区分2
呼吸器感作性	分類できない	水生環境有害性(急性)	区分2
生殖細胞変異原性	分類できない	水生環境有害性(長期間)	区分2

※ 記載のないものは分類対象外または分類できない。

GHS ラベル要素



注意喚起語：危険

危険有害性情報

- ・ 引火性液体及び蒸気
- ・ 皮膚刺激
- ・ 強い眼刺激
- ・ 眠気又はめまいのおそれ
- ・ 生殖能力又は胎児への悪影響のおそれ
- ・ 臓器（呼吸器、肝臓、中枢神経系、腎臓）の障害のおそれ
- ・ 長期にわたる又は反復暴露による臓器（呼吸器）の障害のおそれ
- ・ 水生生物に毒性
- ・ 長期継続的影響により水生生物に毒性

注意書き

<安全対策>

- ・ 保護手袋および保護眼鏡／保護面を着用すること。
- ・ 防爆型の換気装置を使用すること。
- ・ 容器および受器を接地すること。
- ・ 環境への放出を避けること。
- ・ 取扱い後はよく洗うこと。
- ・ 取扱後は手をよく洗うこと。
- ・ 容器を密閉しておくこと。
- ・ 火災を発生しない工具を使用すること。
- ・ 熱／火花／裸火／高温のもの<のような着火源>から遠ざけること。－禁煙。
- ・ 粉じん／ヒューム／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
- ・ 静電気放電に対する予防措置を講ずること。

<救急処置>

- ・ 火災の場合には、消火に(粉末消火器、炭酸ガス消火器、泡消火器)を使用すること。
- ・ 気分が悪い時は、医師に連絡すること。
- ・ 気分が悪い時は、医師の診断／手当てを受けること。
- ・ 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。
- ・ 漏出物を回収すること。
- ・ 皮膚(または毛)にかかった場合：直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと／取り除くこと。
皮膚を流水／シャワーで洗うこと。
- ・ 皮膚についた場合：多量の水と石鹸で洗うこと。

カスタムプライマー

- ・ 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断／手当てを受けること。
- ・ 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- ・ 眼の刺激が続く場合は、医師の診断／手当てを受けること。

<保管>

- ・ 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。
- ・ 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。
- ・ 施錠して保管すること。

<廃棄>

- ・ 内容物・容器は自治体の規則に従って廃棄すること

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別	製品は混合物
化学名	アスファルト
一般名	アスファルト系プライマー

成分	含有量 (%)	化学式	官報公示整理番号 (化審法・安衛法)	CAS No.
アスファルト	30~40	特定できず	9-1720 (化審法) 12-189 (安衛法)	8052-42-4
ソルベントナフサ	55	特定できず	(9)-1702	64742-95-6
(キシレン)	0.2	C ₈ H ₁₀	(3)-3	1330-20-7
(1,3,5 トリメチルベンゼン)	20	C ₉ H ₁₂	(3)-7	108-67-8
(1,2,4 トリメチルベンゼン)	5.6	C ₉ H ₁₂	(3)-7	95-63-6

4. 応急措置

吸入した場合：

- ・ 空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・ 医師の診断／手当を受けること。

皮膚に付着した場合：

- ・ 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。
- ・ 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断／手当を受けること。

目に入った場合：

- ・ 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- ・ 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断／手当を受けること。

飲み込んだ場合：

- ・ 飲み込んだ場合、吐き出してはならない。追加処置のために最寄りの医療機関に搬送すること。自然に吐いた場合。頭を尻より低くしておき、吸飲を防ぐこと。

5. 火災時の措置

カスタムプライマー

消火剤：	泡消火剤、散水または噴霧。小規模の火事の場合のみ、ドライ粉末消火剤、二酸化炭素、砂または土の使用可。
使ってはならない消火剤：	棒状注水
火災時の特有の危険有害性：	不完全燃焼が起こると、一酸化炭素が発生しうる。
特定の消火方法：	<ol style="list-style-type: none"> 1.火元への燃焼源を断つ。 2.初期の火災には、ライ粉末消火剤、二酸化炭素を用いる。 3.大規模火災の際には、泡消火剤を用いて空気を遮断することが有効である。 4.周囲の設備等に散水して冷却する。 5.火災発生場所の周辺には関係者以外の立ち入りを禁止する。
消火を行う者の保護：	・消火作業の際は、風上から行い必ず保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項：	<p>漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。</p> <p>直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。</p> <p>関係者以外の立ち入りを禁止する。</p> <p>作業者は適切な保護具（「8. 暴露防止及び保護措置」の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。</p> <p>適切な保護衣を着けていない時は破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。</p> <p>漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。</p> <p>風上に留まる。</p> <p>低地から離れる。</p> <p>密閉された場所に入る前に換気する。</p>
環境に対する注意事項：	<p>河川への排出により、環境への影響を起こさないように注意する。</p> <p>環境中に放出してはならない。</p>
除去方法：	<p>少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる容器に回収する。</p> <p>少量の場合、吸収したものを集めるとき、清潔な帯電防止工具を用いる。</p> <p>大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。</p> <p>大量の場合、散水は、蒸気濃度を低下させる。しかし、密閉された場所は燃焼を抑えることが出来ない恐れがある。</p>
二次災害の防止策：	<p>すべての着火源を速やかに取り除く（近傍での喫煙、火花や火災の禁止）。</p>

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い：

カスタムプライマー

技術的対策	「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
局所排気・全体排気	「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行う。
注意事項	使用前に取扱い説明書を入手すること。 すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。
安全取扱い注意事項	接触、吸入又は飲み込まないこと。 眼に入れないこと。 取扱い後は良く手を洗うこと。 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。 環境への放出を避けること。
保管：	
適切な保管条件	熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。ー禁煙ー酸化剤から離して保管する。 容器は直射日光や火気を避けること。 容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。 施錠して保管すること。
安全な容器包装材料	消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

設備対策：	適切な防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。 この物質を貯蔵ないし取り扱う作業場には洗顔器及び安全シャワーを設置すること。 空気中の濃度を暴露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと 高熱工程でミストが発生するときには、空気汚染物質を管理濃度以下に保つために換気装置を設置する。
-------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

管理濃度及び許容濃度：

成分	管理濃度	許容濃度	
		日本産業衛生学会 (2005)	ACGIH(2005)
アスファルト	設定されていない	勧告値なし	時間荷重平均(TWA)値 0.5 mg/m ³ (アスファルトフェームとして)
ソルベントナフサ	設定されていない	勧告値なし	勧告値なし
(キシレン)	50ppm	50ppm	TLV-TWA 100ppm(2009)

		217mg/m ³ (2005)	TLV-STEL	150ppm(2009)
(1,3,5 トリメチルベンゼン)	設定されていない	25ppm	TLV-TWA	25ppm(2005)
(1,2,4 トリメチルベンゼン)	設定されていない	25ppm 120mg/m ³ (2008)	TLV-TWA	25ppm(2008)

保護具

呼吸器用の保護具	必要に応じて有機ガス用防毒マスクを使用。
手の保護具	耐油性（不浸透性ゴム）手袋。
目の保護具	側板付き普通眼鏡型又はゴーグル型保護眼鏡。
皮膚及び身体の保護具	長袖保護衣、静電気防止作業衣、安全靴。
適切な衛生対策	取扱い後はよく手を洗うこと。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状态

形状：	液体。
色：	黒色。
臭い：	溶剤臭あり。
pH：	データなし。
物理的状态が変化する特定の温度／温度範囲：	データなし。
融点：	データなし。
沸点：	約150℃。
引火点：	46℃
爆発特性：	1.0～7.0vol%
比重：	0.93(25℃)
溶解性	溶媒に対する溶解性 水に不溶。
オクタノール／水分配係数：	データなし。
分解温度：	データなし。
その他のデータ：	データなし。

10. 安定性及び反応性

反応性：	通常の場合では、危険有害な反応は起こらない。 強酸剤と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。
化学的安定性：	通常の場合においては安定である。
避けるべき材料：	加熱。
混触危険物質：	強酸剤
危険有害な分解生成物：	加熱分解により一酸化炭素、二酸化炭素を生じる。

11. 有害性情報

カスタムプライマー

- 引火性液体： 引火点 46 °C
上記より混合物として区分3に分類される。
- 急性毒性（経口）： ソルベントナフサ LD50 5,000 mg/kg以上
1,2,4トリメチルベンゼンLD50 5,000mg/kg以上
キシレン LD50 3,500mg/kg
上記より混合物として区分外に分類される。
- 急性毒性（経皮）： データ不足のため分類できない。
- 急性毒性（吸入）： キシレン LC50 6,700 ppm
1,3,5トリメチルベンゼンLC50 4,800 ppm(4h)
上記より混合物として区分外に分類される。
- 皮膚腐食性／刺激性： キシレン、1,3,5トリメチルベンゼン；区分2
上記より混合物として区分2に分類される。
- 眼損傷／眼刺激性： 1,3,5トリメチルベンゼン；区分2B
キシレン；区分2A
上記より混合物として区分2Aに分類される。
- 皮膚感作性： データ不足のため分類できない。
- 呼吸器感作性： データ不足のため分類できない。
- 変異原性： データ不足のため分類できない。
- 発がん性： 混合物として区分外に分類される。
- 生殖毒性： キシレン；区分1B
上記より混合物として区分1Bに分類される。
- 特定標的臓器／全身毒性－単回暴露：
ソルベントナフサ；区分3（麻酔作用）
キシレン；区分1（呼吸器、肝臓、中枢神経系、腎臓）、区分3（麻酔作用）
1,3,5トリメチルベンゼン；区分3（気道刺激性、麻酔作用）
1,2,4トリメチルベンゼン；区分3（気道刺激性、麻酔作用）
上記より混合物として区分2（中枢神経系、呼吸器、肝臓、腎臓）、区分3（気道刺激性、麻酔作用）に分類される。
- 特定標的臓器／全身毒性－反復暴露：
キシレン；区分1（呼吸器、神経系）
1,2,4トリメチルベンゼン；区分2（肺、中枢神経系）
上記より混合物として区分2（呼吸器、神経系）に分類される。
- 吸引性呼吸器有害性： 有用な情報なし。
- その他の情報： 情報なし。

12. 環境影響情報

- 生態毒性：
水性環境有害性： キシレン魚類(ニジマス) LC50(96h) 3.3mg/L；区分2
1,3,5トリメチルベンゼン甲殻類(オミジノコ)LC50 6mg/l(48h)；区分2

1,2,4トリメチルベンゼン甲殻類(オジシロ) LC50 6.14mg/l(48h) ; 区分2

上記より混合物として水性環境有害性(急性)は区分2に分類される。

また、蓄積性のデータより、水性環境有害性(長期間)は区分2に分類される。

残留性／分解性： キリン；急速分解性がない（BODによる分解度：39%）

生体蓄積性： キリン；log Kow=3.16

移動性： データなし。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物： 廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合には、そこに委託して処理する。

廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。

汚染容器及び包装： 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国連分類： クラス3：引火性液体類

国連番号： 1993

国内規制： 陸上輸送：消防法：危険物第4類第2石油類（非水溶性）

容器：危険物の規制に関する規則

金属製容器（18L）

（注）容器は危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第68

条の5に定める容器試験基準に適合していることを自主確認すること。

容器表示：一 危険物第4類第2石油類（非水溶性）

二 危険等級Ⅲ

三 火気厳禁

積載方法：運搬時の積み重ね高さは3m以下

輸送の特定の安全対策及び条件：

危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下、転倒 もしくは破損しないように積載すること。

危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬すること。

災害を防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報すること。

輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

食品や飼料と一緒に輸送してはならない。

重量物を上積みしない。
移送時にイエローカードの保持が必要。

15. 適用法令

安衛法第57条の2第1項	アスファルト	通知対象物質	政令番号11の3
	ソルベントナフサ(石油ナフサ)	通知対象物質	政令番号300
	キシレン	通知対象物質	政令番号136
	1,3,5トリメチルベンゼン	通知対象物質	政令番号404
	1,2,4トリメチルベンゼン	通知対象物質	政令番号404
安衛法：有機則	第3種有機溶剤等		
化学物質管理促進法 (PRTR)	キシレン	第1種	政令番号80
	1,3,5トリメチルベンゼン	第1種	政令番号297
	1,2,4トリメチルベンゼン	第1種	政令番号296
消防法	危険物第4類第2石油類（非水溶性）		
危険物船舶運送及び貯蔵規則 危告示	引火性液体類		
悪臭防止法	非該当		

16. その他の情報

主な引用文献

独立行政法人 製品評価技術基盤機構（NITE）ホームページ GHS分類結果データベース
原料メーカーのSDS
日本塗料工業会編集 「原材料物質データベース」
国際化学物質安全カード（ICSC）
製品安全データシートの作成指針（改訂版）日本規格協会（2001年10月）
日本工業規格 JIS Z 7253：2012 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法
危険物船舶運送及び貯蔵規則 14訂版 海文堂

- (1) このデータシートは、製品に関する情報提供を目的としたものであって、その記載内容に関し、弊社が売主その他の立場で保証責任を負うものではありません。
- (2) このデータシートは、作成日又は改訂日までに弊社が入手した情報に基づいて作成しておりますが、記載内容は新しい知見又は法規制の変更等により改訂されることがあります。
- (3) このデータシートは通常想定される保管方法および取扱い方法の範囲における情報提供です。したがって、特殊な保管又は取扱いを行う場合は、その保管又は取り扱いに適した安全対策を実施の上ご利用下さい。
- (4) 本製品の貴社の用途に対する法規制、適合性及び安全性については、弊社では確認しておりませんので、調査又は試験により確認の上ご利用下さい。
- (5) 貴社において本製品を輸出される場合には、外国為替及び外国貿易法等輸出関連法規を遵守の上、輸出してください。